

インターネットオークション開催

市税滞納者から差押えた不動産および動産をインターネット上で公売する「平成21年度第2回インターネットオークション」を開催します。



前回の公売物件下見会場 (6/5)

動産の下見会を開催。ぜひご参加下さい。
日時：10月14日(水) 10:00～15:00
場所：加西市役所1階多目的ホール

■動産

せり期間：10月26日(月)～28日(水)
参加申込：10月9日(金)～20日(火)

■不動産

所在地：加西市北条町古坂1丁目87番
地目・地積：宅地 259.18㎡
入札期間：10月26日(月)～11月2日(月)
参加申込：10月9日(金)～20日(火)

【申込先】 収納課 ☎④8714

市営住宅入居者募集 (清水団地・横尾団地)

■入居募集する団地 ※家賃は平成21年9月現在の金額です



横尾団地 (北条町横尾)
・戸数2戸 (面積51.28㎡ 規格2DK)
・家賃17,800～26,500円



清水団地 (北条町西高室)
・戸数3戸 (面積58.98㎡ 規格3DK)
・家賃17,300～26,500円

■入居資格

次の①～⑥のすべてを満たす方

- ①市内に居住または勤務している方
- ②市民税等を滞納していない方
- ③家族の人数が2人以上である
 - ・家族構成が夫婦または親子を主とする
 - ・婚約している場合は入居日までに入籍できる方
- ④収入が基準以内の方 (別表参照)
- ⑤現に住宅に困っている方
- ⑥入居者及びその同居者が暴力団員でないこと

別表：収入基準 (所得のある人が1人で、特別控除等がない世帯)

所得者	家族数	入居家族数 (申込者含む) による収入基準の目安				
		2人	3人	4人	5人	6人
給与所得者	年間総収入 (税込)	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
事業所得者	年間総所得	2,276,000円以下	2,656,000円以下	3,036,000円以下	3,416,000円以下	3,796,000円以下

政令月収額＝給与所得額－(38万×扶養・同居親族控除者数＋特別控除等)÷12ヶ月

【申込先】 施設管理課(市役所5階) ☎④8750

入院費を助成 (小学校4学年～6学年終了時まで)

平成21年7月診療分より、小学校4学年～6学年終了時までの入院費(保険診療分)が助成の対象になりました。

■助成対象者

小学校4学年～6学年終了時までの児童で、その保護者の所得から各種控除をした額が下記の所得基準を満たす方

■所得基準

扶養親族の数	所得基準額
0	532万円
1	570万円
2	608万円
3	646万円
4	684万円

■申請方法

受給者証は交付しませんので、医療機関窓口では3割負担してください。その後、領収書・印鑑・健康保険証・振込先がわかるもの(郵便局以外)を国保健康課(市役所1階)に持参の上、医療費支給申請をしてください。

なお、健康保険より高額療養費が支給される場合は、先に保険者に高額医療費の支給申請をしていただく必要があります。

また、母子家庭等・及び重度障害者医療費受給者証をお持ちの方は、上記申請により、医療機関窓口で負担された一部負担金を支給します。

【問合せ先】 国保健康課 ☎④8721

集団乳がん検診(マンモグラフィ検査と視触診併用検診)のお知らせ

乳がんは、早期に発見・治療することが重要です。40歳以上の女性の方は、2年に1回は受診しましょう。

■日時・場所

12月10日(木)、14日(月)、15日(火)の午後
※予約の際に時間をお伝えします
健康福祉会館

■対象者

市内在住の女性で、昭和45年4月1日以前生まれの方
※対象外の方：平成20年度「集団乳がん検診」を受けられた方、妊娠中又は妊娠の可能性のある方、授乳中の方、ペースメーカー装着の方、過去に医療機関受診を勧められた方等

■料金

40歳代3,000円 50歳以上2,800円

■受付開始・定員

9月29日(火)8:30から受付開始(要予約)
各日60名程度(先着順)

■申込方法

電話もしくは窓口でお申込みください。
※代理申込みをされる方は、必ず全員の氏名・生年月日・住所・電話番号・対象外条件を確認しておいてください。不明の場合には受付できませんのでご注意ください。
※検診無料対象者は、75歳以上(S10.4.1以前生)、市民税非課税世帯・生活保護世帯(要事前申請)、女性特有のがん検診事業対象(乳がん健診無料クーポン配布)の方

【問合せ先】 国保健康課(市役所1階⑨番窓口) ☎④8723 ※詳細は健診特集号(4月広報と一緒に配布済)をご覧ください。

要介護認定の調査方法を一部見直し(平成21年10月から)

平成21年4月に、最新の介護の手間を反映させ、できるだけ認定結果のバラツキを是正することを目的として、要介護認定の見直しが行われましたが、厚生労働省の検討会で検証が行われ、認定調査の方法がさらに見直されることになりました。

具体的には、日ごろの状態をより重視することや一部の調査項目の判断基準が見直され、認定調査の際には詳しく日頃の状況についてお伺いする場合があります。

※要介護認定の仕組みそのものが変わるわけではありません。病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。

この新たな調査方法は、10月1日以降に申請された方から適用されます。

なお、9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できますが、10月より見直しを行った要介護認定の調査方法が実施されることから、10月以降に要介護認定申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されますのでご注意ください。



【問合せ先】 長寿介護課介護保険担当 ☎④8788